

新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言発出に伴う（公財）岩手県スポーツ振興事業団の対応について

このことについて、当事業団の対応を次のとおりとしますのでお知らせします。
利用者の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

1 岩手緊急事態宣言の期間と区域

(1) 期間について

令和3年8月12日（木）から、岩手県の直近1週間の新規感染者数（対人口10万人）が10人未満となるまで。

(2) 区域について

岩手県全域

(3) 宣言期間中の取組について

ア 県営施設の利用制限

イ 不要不急の往来の自粛

2 当事業団の対応

施設名	対 応
体育施設	対応開始日：令和3年8月15日（日） ※ 原則的に休園（休館、休場） とします。8月の利用予約団体（者）への連絡等を勘案し、8月15日（日）からとします。
花巻広域公園 （県民ゴルフ場を含む。）	対応開始日：令和3年8月14日（土） ※ 休園 とします。8月の利用予約団体（者）への連絡等を勘案し、8月14日（土）からとします。
青少年の家	対応開始日：令和3年8月16日（月） ※ 休所 とします。現在の宿泊利用状況、8月の利用予約団体への連絡、食事代のキャンセル料等を勘案し、8月16日（月）からとします。

3 予約者等への連絡

上記対応について、当事業団の各施設から既に予約をいただいている利用者等関係者の皆様に個別に連絡します。

4 県営体育施設における対応

(1) 当日申込及び新規予約受付は中止とする。

(2) 県主催のイベント、指定管理者による自主事業等は延期または中止とする。